民法4(債権各論)〈B07A〉

配当年次	3・4年次
授業科目単位数	4
科目試験出題者	デルナウア,マーク
文責 (課題設題者)	デルナウア,マーク
教科書	指定 新井 誠・岡 伸浩『民法講義録』[改訂版](日本評論社)

《授業の目的・到達目標》

民法4(債権各論)では、民法財産法のうち、いわゆる債権各論に関する基本を学びます。

《授業の概要》

民法財産法という大きな体系の中の一大領域が債権法(特定の人に対する財産的な権利である債権に関する領域)ですが、これは、さらに大きく二つの領域に分かれます。債権である以上、原則として、債権の発生原因や内容を問わずに共通して適用される制度・条文を集めた部分を「債権総論」といいます。これに対して、債権の発生原因ごとに個別のルールを定めるのが、「債権各論」です。債権の発生原因には、契約(契約債権の発生原因)及び主に事務管理・不当利得・不法行為(法定債権の発生原因)があります。契約について、民法は、さらに13種類の契約類型ごとに特別の規定を置いています。

なにごとも、一般化できることと、個別にしか決められないことがあります。債権総論は、債権をめぐる扱いのうち、一般化できるルール(制度・条文)を集めているのに対し、債権各論は、必ずしも一般化できないルールを、債権発生原因ごとに、個別に規定している、といえます。個別具体的なルールから構成される債権各論は、いきおい、量的にかなり多くの制度・条文を擁しています。これを一通り学習するのは大変ですが、民法4(債権各論)は、それに取り組んでいきます。

大学では、個々の教員が、その責任と権限に基づいて、自ら、担当の授業の方針・内容・手順を構想し、 具体化します。したがって、個別の授業の細部については、各担当教員の授業内容を参照する必要があり ます。ここでは、ごく一般的な民法4(債権各論)の講義のイメージを述べておきます。

先ほども述べたとおり、債権各論は、債権の発生原因ごとに、その特徴を反映した個別のルールが定められている領域です。債権の発生原因の筆頭には、契約が挙げられます。民法は 13 種類の契約類型を定めていますが、契約の種類に関係なく、契約であれば共通して適用を認めるべき制度も考えることができます。そこで、民法は、契約についても、「契約総論」と「契約各論」を分けて規定しています。

債権各論の講義は、通常、契約総論から始まります。そこでは、契約の成立、同時履行の抗弁権、危険負担、解除、定型約款などを勉強していきます。これらは、どの契約類型にあたるかに関係なく、適用を考えなければならない制度です。契約総論が終わると、個別の契約類型の学習(契約各論)に移ります。実際には、契約類型ごとの、当事者の権利義務・責任のあり方を学んでいきます。贈与契約、売買契約、賃貸借契約、請負契約、委任契約など、契約の類型ごとに検討をしていきます。契約各論では、個別の契約の特徴はどういった点にあるのか、その特徴を踏まえて、法律は、どのような工夫をして条文・制度を組み立てているのか、に着目しつつ学習をすすめることになります。契約の勉強の後は、契約に基づかない債権発生原因に取り組むことになります。それが、主に事務管理・不当利得・不法行為です。これらは、契約(当

事者の合意)に基づかないで債権を生じさせます。契約によって債権が生じるのは、当事者が合意をしたから、つまり、当事者自身がそれを望んだからです。それに対し、事務管理・不当利得・不法行為によって債権が生じる理由は、当事者が望んだからでなく、法律の定めがあるからです。つまり、これらの場合、債権の発生原因は法律自体です。そうすると、事務管理・不当利得・不法行為の学習では、人は、望んでもいないのになぜ債務を負うのか、どれだけの事情があれば、意思に反して債務を負わされるのか、を意識する必要があります。

《学習指導》

通信教育課程では、他の科目と同じく、債権各論の勉強に関しても、自宅における学習が、講義と同等以上に重要です。法律の制度の基本は、一に制度趣旨、二に要件、三に効果です。教科書・参考書を読んで勉強する際は、この三つを意識しつつ頭の中で整理をしていくことが、着実な学習方法です。そのうえで、具体的な解釈例を補っていくと、理解を深めることができます。その際行うべきは、判例を読むということです。今は、学生向けの判例集が各種出版されています。具体的な解釈の実際を判例を通じておさえていくことが、法律学ではとても大事です。

債権各論と最もつながりが深いのは、債権総論です。債権各論の制度や解釈論は、債権総論の知識ないし議論内容が前提となっている部分がかなり大きいです。というよりも、債権各論の条文・制度のうち、債権総論との関連のないものを指摘することの方が困難です。したがって、なんといっても、債権各論の講義受講や学習の前に、債権総論の勉強をしてあることが望ましいです。そのつぎに、民法全体の原則的基本ルールを定める民法総則の学習が済んでいることが、債権各論の勉強をスムーズにします。

《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価する。

民法4 (債権各論) 〈B07A〉

◎課題文の記入:必要(課題記入欄に課題文を書き写すこと)

◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

第1課題【基礎的な問題】

契約において、「牽連関係」はどの意味なのか、又、どの制度を通じてどう現れるか、説明せよ。

第2課題【基礎的な問題】

不当利得法による返還制度には、給付利得に対して、侵害利得、費用利得及び求償利得との類型(後者の類型)が区別される。後者の三つの類型にそれぞれの一つの適用具体例を挙げて、そして

- 1) それぞれの後者の類型の意義を述べよ、
- 2)給付利得の類型に比べて、後者の類型の共通の違いを説明せよ、
- 3)給付利得の類型に比べて、後者の類型は実際にどうしてそれほど重要な意義はないか、説明せよ。

第3課題【応用的な問題】

2020年4月1日より施行された債権法改正後、「危険負担」の制度と「債務不履行」の制度(契約の解除を含む)との関係を説明せよ。債権法改正前の危険負担の制度との最も重要な相違点を簡単に説明せよ。

第4課題【応用的な問題】

双務契約において、解除の効果と取消の効果との相違点を説明せよ。

〈推薦図書〉

潮見 佳男	『基本講義 債権各論 I — 契約法・事務管理・不当利得 ライブラリ法学基本	「講義」 新世社
	〔第3版〕(2017年)	

後藤 巻則	『契約法講義』〔第4版〕(2017年)	弘文堂
中田 裕康	『契約法』(2017年)	有斐閣
近江 幸治	『民法講義 VI 事務管理・不当利得・不法行為』〔第3版〕(2018 年)	成文堂
窪田 充見	『新注釈民法(15)債権(8)697 条~711 条	有斐閣
	事務管理・不当利得・不法行為 1 』(2017 年)	

民法4(債権各論)〈B07A〉